

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

令和7年度埼玉観光サポートサイト・SNS運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度埼玉観光サポートサイト・SNS運営業務

2 目的

「第3期彩の国DMO戦略」に基づき、東京都から近いという埼玉県のポテンシャルを生かし、WEB・SNSを通じた情報発信にて都内に滞在もしくは滞在予定の外国人旅行者等を埼玉県へ誘客することを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

4 委託業務概要

利用者が旅行計画に関する情報や旅行中に必要とする情報を効果的に発信するため、情報更新等、ユーザビリティ向上のための施策を含むWEB、SNSでの情報全般に係る業務。

- (1) 埼玉観光サポートサイトの制作・更新・運営業務
- (2) 多言語SNSの投稿・運営業務

5 重点市場と必須条件

【重点市場】

「第3期彩の国DMO戦略」に記載のとおり、重点市場は「米国」と「台湾」とする。

【必須要件】

- 埼玉県の観光地としての認知を高めること。
 - 全県を網羅する魅力的で正確な観光情報を発信すること。
 - 県内観光における滞在時間の延長を促進するための提案をすること。
 - 埼玉の物産観光に対して興味・関心を与えるような情報発信をすること。
- ※その他、埼玉観光サポートサイトはインバウンド事業全体のプラットフォームとなることから、他事業との連携に向けて協会から別途協力依頼(情報共有や権限の付与等)があった場合は、随時対応すること。

6 委託業務内容

- (1) 埼玉観光サポートサイトの制作・更新・運営業務
埼玉観光サポートサイト

埼玉観光サポートサイト	英語、繁体字、簡体字、 韓国語、タイ語、日本語	https://saitama-supportdesk.com/
-------------	----------------------------	---

ア 埼玉県物産観光協会多言語観光ホームページ「埼玉観光サポートサイト」の最適化

- (ア) サイトへの流入を促進するための多角的な施策を積極的に行うこと。
- (イ) サイトについて利用者が求める情報に辿り着けるよう配慮したものであるかを都度検証し、必要に応じて具体的な改修の手法について随時提案すること。
- (ウ) CMS で変更できない TOP ページやカテゴリートップの各画像は、四季に合わせる等、年に4回以上の変更を行うこと。変更の際は、外国人旅行者に効果的にアピールできる訴求力の高い画像を撮影又は手配して使用すること。
- (エ) AI コンシェルジュ、ルート検索機能、デジタルマップを含むアクセスを最新の状態に保つこと。
- (オ) より訴求力のあるホームページとする目的のためであれば、インターフェースやデザインの変更の提案を妨げない。

イ 掲載言語について

- (ア) 英語、中国語（繁体字）を基軸言語とする。TOP ページを「英語」に設定し、言語切換え機能により他言語（繁体字・簡体中国語、韓国語、タイ語、日本語）ページへ遷移する仕様とすること。
- (イ) 基軸言語の英語、中国語（繁体字）については自動翻訳を使用せず、それぞれの言語のネイティブ（もしくはネイティブレベルの外国人）が、日本語原稿からの翻訳ではなくオリジナル言語からのライティングにあたること。
- (ウ) その他言語については、一定のクオリティが担保されれば、一部翻訳支援ツールなどの利用は可とする。
- (エ) プルーフは、すべての言語において各言語のネイティブ（もしくはネイティブレベルの外国人）が行うこと。協会による原稿確認は必須とし、提出時には和訳を添付すること。

ウ 掲載コンテンツの整理

サイトの掲載コンテンツの内容を精査し、必要に応じて更新・追加・削除等を行うこと。

- (ア) 更新対象となるのはサイト内のカテゴリーにある以下のコンテンツとする。
「観光スポット」「体験プログラム」「モデルコース」「年間イベント」「ニュース」
※ニュースについては協会からも提供をするが、当該ホームページにふさわしい情報の収集を行うこと。
- (イ) 追加対象となるのはサイト内のカテゴリーにある以下のコンテンツとする。
「観光スポット」「モデルコース」「年間イベント」
※追加対象は契約後、協会から提供するリストの中から、必要数設定して作業を行うこと。追加作業にあたっては、新規の取材や撮影は必須ではなく、関係各

所からの情報や素材を入手することも可能とする。

(ウ) 既存コンテンツの見直し(統合・リライト・削除)を適宜行うこと。

※統合・リライトにあたっては受託者が責任をもって、各掲載施設に事実確認を行うこと。

(エ) その他、各市場向けのプロモーション事業として協会にて別途特集記事を作成する予定であることから、協会からの要望に応じて特集記事をサイト内へ掲載し、納品されたデータの管理を行うこと。

※特集記事の新規作成は本業務には含まれないが、提案を妨げるものではない。

エ サーバ環境及び運用保守

(ア) サーバは現在使用しているサーバを継続利用する。ただし、課題がある場合は今後の運用も含めて積極的な提案をすること。なお業務委託期間中、サーバの管理は受託者が行うものとする。また、その利用料は本委託事業経費に含まれる。

(イ) サポート対応時間

平日 9:00～17:30 (土日祝日及び年末年始の休業日等は除く。)

ただし、システム障害等、緊急性を伴うものについては、時間外においても対応を行うこと。

【参考】埼玉観光サポートサイト サーバ情報

vCPU/メモリ (リソース保証) : 10 コア/16GB

ディスクスペース (SSD) : 500GB

オ 埼玉県認知度拡大とサイト流入増加のための施策

(ア) サイトの露出度や閲覧数等を上げるためSEO対策及び広告配信等を行うこと。

(イ) アクセス解析ツール等を用いて分析を行い、毎月レポートを提出すること。キーワードとなる SEO ワードについては Google での掲載順位を月次で報告すること。

(ウ) 定めた数値目標達成のための対策を実施する際には、テーマや対象市場の特性等を考慮の上、高い効果の見込めるデザインを採用する等、工夫を行うこと。

カ KPI の設定

サイトの露出度や閲覧数等を上げるため、以下の項目について KPI を設定すること。

カテゴリ	KPI
SEO 対策	サイト流入数 : 年間 150,000UU 以上
	検索順位の改善、CTR (クリック率) の向上、滞在時間・直帰率の改善 →KPI の設定は任意
	コンテンツの拡充とインデックス数増加 : 年間 10 件以上
広告配信	インプレッション数 : 300,000 インプレッション以上

(2) 多言語 SNS の投稿・運営業務

多言語 SNS (2025 年 2 月時点)

媒体	市場	アカウント名	URL	フォロワー数
Facebook	英語圏	Saitama JAPAN Just North of Tokyo	https://www.facebook.com/saitamajapan.en	96,023 人
Facebook	台湾	日本埼玉縣東京北邊	https://www.facebook.com/saitamajapan.zhtw	75,621 人
Facebook	タイ	Saitama JAPAN Just North of Tokyo - th	https://www.facebook.com/saitamajapan.th	74,250 人
Facebook	香港	日本埼玉縣東京北邊 hk	https://www.facebook.com/saitamajapan.zhkh/	31,415 人
Instagram	英語圏	Saitama Prefecture Tourism Bureau	https://www.instagram.com/saitama.japan.official/	6,563 人
Instagram	韓国	Saitama JAPAN Just North of Tokyo - kr	https://www.instagram.com/saitama.japan.official.kr/	479 人

ア SNS アカウントのフォロワーの満足度向上について

- (ア) 協会が運営する SNS アカウントを活用し、外国人旅行者等のニーズに合った観光情報を発信し、フォロワーの満足度向上に繋げるほか、埼玉観光サポートサイトへの誘導も図ること。
- (イ) 各言語での記事投稿や広告掲載など、具体的な実施計画を示すとともに、効果的な施策があれば媒体の変更、増加についての提案を妨げない。
- (ウ) 毎月、各アカウントのデータ解析を行い、その結果に基づき、記事内容や配信方法について改善すること。
- (エ) 協会事業全体の必要性から委託事業者だけでなく協会が独自で投稿を行う場合がある。その際、協会と協議の上、読者の離脱を防ぐための投稿計画の調整・見直し等の対策を講じること。
- (オ) その他、広告やキャンペーンなど、効果的な手法があれば、随時提案すること。
- (カ) 新規に繁体字版 Instagram を立ち上げ、運営を行うこと。
- (キ) 香港 Facebook については対象外とするが、外国人旅行者を埼玉県へ誘客する上で、効果的な情報発信が可能であれば提案を妨げるものではない。

イ SNS の投稿について

- (ア) 記事作成にあたり、取材先及び内容については、事前に協会と調整すること。また、取材等に基づき写真の収集及び原稿の作成を行った場合、投稿前に協会の確認を受けること。なお、記事製作にあたっては受託者が責任をもって、各観光施設に事実確認を行うこと。
- (イ) 各言語、ハッシュタグの活用など閲覧数を増加させるための効果的な手法を取り入れること。投稿内容、取材先、掲載スケジュール、原稿提出期限等については、別途協会と協議の上、決定すること。

ウ KPI の設定

フォロワー満足度向上を目指すため、以下の項目について KPI を設定すること。

目的	KPI
ブランド認知度向上	新規フォロワー数：Facebook ページは各言語 8,000 名増加、Instagram アカун トは各言語 600 名増加、リーチ数：Facebook ページは各言語 400,000 リーチ以上、Instagram アカウン トは各言語 200,000 リーチ以上

エンゲージメント強化

合計エンゲージメント数：各 Facebook、Instagram とともに 40,000 件以上のエンゲージメントを獲得

7 その他自由提案

本事業を通じて埼玉県への誘客を効率的に行う施策として、独自提案があれば企画提案書に記載すること。ただし、施策にかかる一切の費用は委託料に含まれるものとする。

8 実施体制

- (1) 事業の遂行に当たっては、提案内容に基づき協会と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 協会と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備すること。
- (3) 業務可視化ツール等を利用し進捗状況を協会と共有すること。
- (4) 掲載内容、デザイン等について協会の監修・確認を受けることとし、進行・チェック体制のフローを提案すること。
- (5) すべての作業スケジュールについては、協会と相談の上、マイルストーンを設定し進行すること。
- (6) 協会とコミュニケーションを密に取り合い、情報交換を行う目的で、埼玉観光サポートデスク(さいたま市大宮区)において、報告会とは別に定期的に対面で打ち合わせを行うこと。

9 報告

(1) 月例報告会

受託者は毎月、WEB・SNS の各言語アカウントのデータ解析を行い分析データの提出と共に報告会を行うこと。報告会において、サイトの利便性や集客向上等に向けた戦略的な改善策の他、広告掲載の結果に応じたターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を提案すること。報告期限は翌月 10 日までとする。

(2) 検証報告

年間の評価及び最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。

・提出物

事業実施報告書 部数 5部

報告書等の内容に当たっては、事前に協会の承認を受けること。

電子データ（報告書を記録した電子媒体）本事業において使用した写真、動画、イラストデータ、PDFデータ、DTPデータ

電子データについては最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行う。

・必要項目

—各アカウントのリーチ数やフォロワー数等の推移含めた結果及び考察

—キャンペーン結果

一次年度に向けた改善案等

・提出期限

令和8年3月31日（火）

・提出先

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5F

一般社団法人埼玉県物産観光協会 インバウンド課

10 本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

- (1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。
- (4) 投稿に使用した写真、イラスト、デザインの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて協会に帰属するものとする。埼玉県の観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする。（広告を除く）ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を協会が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

11 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (6) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は協会に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 協会が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- (11) 協会が行う他事業において Web・SNS 業務との連携の必要が生じた場合、別途見積にて相談する場合がある。